

開会挨拶



一般社団法人JA共済総合研究所 理事長

吉村 馨

皆さん、こんにちは。令和5年度JA共済総研セミナーが開催されるに当たりまして、ご挨拶申しあげます。

本日のセミナーは、会場とオンラインのハイブリット形式で開催しております。会場参加の方には、足をお運びいただきありがとうございます。オンラインの方には、全国からご参加いただきありがとうございます。

また、基調講演をしていただきます濱田さん、そして実践報告をしていただきます宮嶋さん、

この分野では先駆的、パイオニアという方だと思います。

そして行政とも連携し、色々な取組みもして参りました。厚生労働省からの委託で、農福連携による高齢者の健康増進、生きがいづくり、社会参加、そして生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化の調査を行って参りました。後者の生活困窮者支援制度と農福連携については、今日詳細を報告いたします。

昨年4月には、JA共済連、日本農福連携協会、そして当研究所の三者で、農福連携に関する包括連携協定を締結いたしました^(※1)。本日、JA共済連の柳井理事長、日本農福連携協会の中村事務局長にもご参加いただいております。この三者で、既に約一年になりますが、具体的な取組みを進めております。

このように当研究所の農福連携に関する調査研究は長い歴史もございます。また、障害者を

熊原さん、市川さん、横山さんには、遠路はるばる、お忙しいなか足を運んでいただきました。厚く御礼申しあげます。

本日のテーマは「多様な担い手と農福連携」です。まず、当研究所と農福連携の関わりを少しだけお話しさせていただきます。

今日、基調講演をしていただく濱田先生は、ご存じの方も多いと思いますが、当研究所の研究員をされておられました。20年ぐらい前に、農福連携の調査研究をスタートいたしました。

念頭においた農福連携から、高齢者、さらに生活困窮者等を視野に入れた、幅広いものに発展している状況でございます。

今日のテーマのもう一つの要素である「多様な担い手」ですが、「多様な」という言葉は、JAグループが割と好きな言葉と言ったら変ですけれども、そういう言葉です。

かつて貿易交渉が厳しかったころ、「多様な農業の共存」ということを言い続けておりました。また、農業政策の方でも、「多様な担い手の重要性」をずっと主張しておりました。

多様性、英語ではダイバーシティ (diversity) ですが、昨今色々な分野で強調される場面が多くなっております。最近の農政の議論を見ますと、ようやく「多様な」という言葉が市民権を得てきたような気がしております。

今、新しい基本法の見直しの議論も行われて

おります^(*)が、そのなかでも兼業農家や小規模農家といった多様な農業人材の位置付けが、農業政策の一つの柱になっております。地域農業や農地を守るために、こういった人たちの力が必要だということが認識されてきたからではないかと思えます。

さらに地域づくりの分野でも、非農家やNPO法人など多様な人材を活用して、集落機能を維持していくことが主張されている状況です。

以上のような背景から二つを結び付けて、今年度のセミナー「多様な担い手と農福連携」というテーマを設定したところであります。

本セミナーのもう一つの狙いは、農福連携の認知度のアップです。特に農業サイドの現場への浸透が課題であると認識しております。農福連携の認知度を見てみると、やはり福祉サイドの方に一日の長があると感じております。

一方農業の現場ですが、先ほどの0・32%という数字のベースとなる農業経営体は約100万です。そのほとんどが、そもそも新しく人を雇うとか、何か新しく業務委託するといったことは考えていないし、必要のないところです。残りのわずかなところが対象になりますが、実際に農福連携に関する情報に接してもなかなか自分と関係あるとは思えないところがあるのではないかと思います。

多くのJA関係者も同じような構図です。そういう意味で、農業サイドの現場への浸透は難しい課題です。地道に情報提供をし、関心があさりそうな人たちには伴走支援も進めていくことが重要だと思えます。そして今日ご発表いただくJA高知県安芸地区の取組みは、多くの示唆を与えてくれるものと考えております。

本日のセミナーは「多様な担い手」というテーマ

一つの数字をあげます。障害者就労施設全体で、農福連携に取り組んでいるところは、A型事業所で16%、B型事業所で18%です。一方、農業経営体全体で、農福連携に取り組んでいる経営体は、0・32%^(*)です。

そもそもベースが大きく違いますので、2つを並べて議論すべきものではないのですが、認知度の差が少しは反映されている数字になっているのかなとも思います。

当研究所の調査研究を通じて、全国各地の福祉の現場の方々のお話を聴いております。障害者就労支援、介護予防や地域包括ケア、生活困窮者自立支援に取り組むなかで、それぞれのお立場で、支援対象者にあつた就労先、あるいは活動の場を模索している姿を目にできております。そこに農業との連携もありますよという情報や事例が示されると、福祉の現場にも広まりやすい、という部分があると思います。

マにふさわしく、様々な現場で活躍されている皆さんが登場されます。本日の議論を通じて、農福連携が一層の広がりをもつて展開すること、農福連携についての農業サイドの認知が向上する一つの契機となることを期待いたしましたして、私の挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひいたします。

(*)1 JA共済連・日本農福連携協会との「農福連携に関する包括連携協定」の締結については、当研究所ウェブサイト <https://www.jkri.or.jp/newsrelease/202304/kyoutei.pdf> を参照。

(*)2 「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」令和6年5月29日成立、同年6月5日公布・施行。
(*)3 農林水産省「農福連携の取組主体数について（令和4年度末）」によれば、農福連携に取り組むA型事業所数は641（全国4,010事業所の15・99%）、B型事業所数は2,651（全国14,393事業所の18・42%。いずれも厚生労働省・都道府県調べ）である。

一方、農業経営体等による取組みは3,000経営体（全国929,400経営体の0・32%。農林水産省・都道府県・JA全中・JA全農調べ）である。
農林水産省ウェブサイト
https://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/susin_kai gi_3.pdf